

令和5年度第2回 本庄市交通政策協議会 次第

日 時：令和5年7月26日（水）

午後1時30分～

場 所：本庄市役所（6階）大会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 報告事項

（1）群馬県富岡市 乗合タクシー「愛タク」視察報告

資料1

（2）群馬県前橋市「自動運転バス及び GunMaaS」視察報告

資料2

（3）乗合送迎サービス「チョイソコ」について

資料3

4. その他

（1）路線バス児玉線の延伸に係る利用者数の推移について

資料4

5. 閉 会

本庄市交通政策協議会 委員名簿

(敬称略・順不同)

役職	氏名	選出区分 (本庄市交通政策協議会設置要綱第3条第2項)	備考
会長	ヤマカベ マサル 山下 勝	第1号委員 (本庄市長又はその指名する者)	本庄市副市長
委員	タヌマ ケンイチ 田沼 健一	第2号委員 (一般乗合旅客自動車運送事業者)	朝日自動車株式会社 運輸部長
委員	イシクラ ミキオ 石倉 実希雄		十王自動車株式会社 代表取締役 専務
委員	セキネ ハジメ 関 根 肇	第2号委員 (一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体)	一般社団法人埼玉県バス協会 専務理事
委員	ヤマダ ミツジ 山田 三二	第3号委員 (一般貸切旅客自動車運送事業者)	本庄観光株式会社 相談役
委員	アサミ ロクロウ 浅見 禄郎		協同貨物自動車株式会社 代表取締役
委員	ジングウ ツグヨ 神宮 つぐよ	第4号委員 (一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体)	本庄地区タクシー協議会 会長
委員	タカハラ アキラ 高 原 昭		一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 専務理事
委員	イツカ ミツヒロ 飯塚 光弘	第5号委員 (一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者)	朝日自動車労働組合 執行委員長
委員	マチダ ジュンイチ 町田 純一	第6号委員 (住民又は利用者の代表)	西今井自治会長
委員	ヤナギタ マコト 柳 田 信		本庄市老人クラブ連合会 副会長
監査委員	タナカ カズナリ 田中 一成		本庄商工会議所 専務理事
委員	エハラ テイジ 江 原 貞 治		児玉商工会 会長
委員	タネムラ トモフミ 種 村 朋 文		本庄市身体障害者福祉会 会長
委員	ササハラ ヒサオ 笹原 久雄	第7号委員 (本庄警察署長又はその指名する者)	本庄警察署交通課 課長
委員	カネコ ナオ 金 子 昇	第8号委員 (児玉警察署長又はその指名する者)	児玉警察署交通課 課長
委員	フルカワ ユウヤ 古川 雄 哉	第9号委員 (国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者)	埼玉県企画財政部交通政策課 主査
委員	ナカヤマ トシオ 中山 俊 夫	第10号委員 (関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者)	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官
委員	オオセキ ヒロユキ 大 関 弘 之	第11号委員 (国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者)	国土交通省関東地方整備局建設部 都市調整官
委員	ナカス ケイタ 中 洲 啓 太	第12号委員 (道路管理者 (国道))	国土交通省大宮国道事務所 所長
委員	オカモト フミヤス 岡 本 史 靖	第12号委員 (道路管理者 (県道))	埼玉県本庄県土整備事務所 道路部長
顧問	アサノ ミツユキ 浅野 光 行	第13号委員 (学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者)	早稲田大学 名誉教授
監査委員	ハヤシ トミシ 林 富 司		本庄市議会 議員

○本庄市交通政策協議会設置要綱

平成24年1月20日

告示第17号の2

改正 平成28年5月31日告示第200号

令和4年3月25日告示第100号

(設置)

第1条 市内の交通の実態について調査及び研究を行い、本市の交通政策のあり方を協議することにより、住民の利便性及び生活環境の向上に寄与するため、本庄市交通政策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、市内の公共交通のあり方についての協議を行うため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定する協議会を兼ねるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 総合的な交通政策の検討及び推進に必要と認められる事項に関すること。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号）第2条第1項第1号に規定する生活交通確保維持改善計画（以下「生活交通確保維持改善計画」という。）の策定及び変更に係る協議に関すること。
- (3) 生活交通確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施の調整に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な交通手段の態様及び運賃、料金等の検討に関すること。
- (5) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (6) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (7) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第3条 協議会は、委員24人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市長又はその指名する者

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者

(3) 一般貸切旅客自動車運送事業者

(4) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者

(5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者

(6) 住民又は利用者の代表

(7) 本庄警察署長又はその指名する者

(8) 児玉警察署長又はその指名する者

(9) 国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者

(10) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者

(11) 国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者

(12) 道路管理者

(13) 学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱、又は任命した日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職)

第5条 協議会に会長及び顧問を1人ずつ置き、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 会長 第3条第2項第1号の者

(2) 顧問 第3条第2項第13号の者のうちから会長が選任するもの

2 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

3 顧問は、協議会における協議事項に対し、指導又は助言を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、書面により代理者に権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、非公開とする。

(協議結果の尊重義務)

第7条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、補助金、交付金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第11条 協議会に監査委員を2人置き、会長が指名する委員をもって充てる。

2 監査委員は、協議会の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

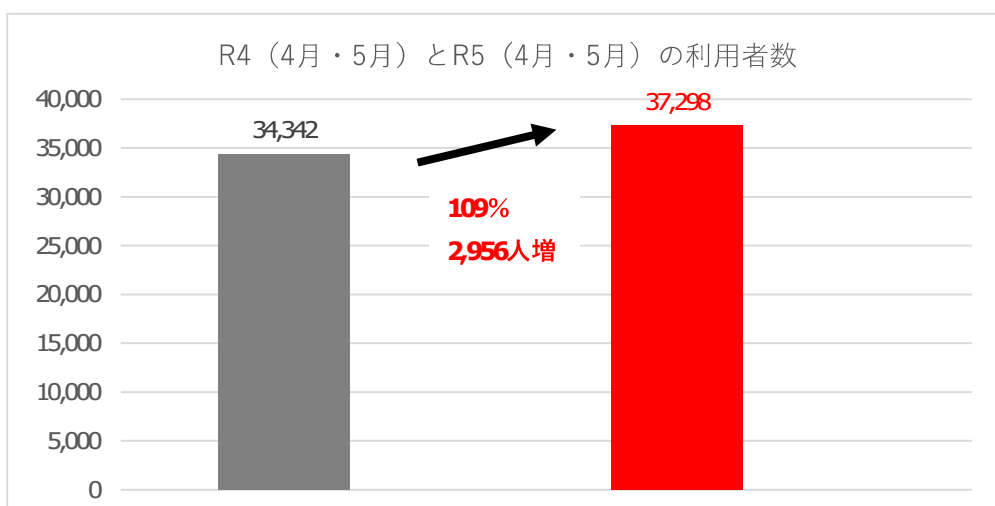
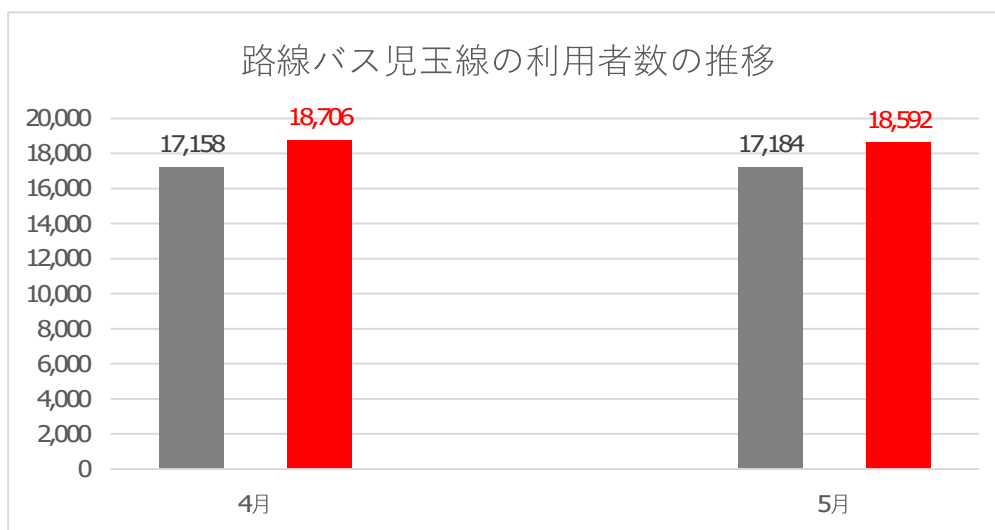
附 則 (平成28年5月31日告示第200号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日告示第100号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

## 路線バス児玉線の延伸前と延伸後の利用者数の推移



凡例

